

## 不 大阪市民のみなさんへ

## ヤングケアラーを支える社会をめざして

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※この記事は10月12日現在のもので、変更となる場合があります。

## ワクチン接種のお知らせ

接種費用  
無料

3回目以降のオミクロン株対応ワクチンの接種が始まっています。取扱医療機関（ファイザー・一部モデルナ）および集団接種会場（モデルナ）で接種できますので希望される方はご予約ください。また、年末年始の流行に備え、1・2回目接種がお済みでない方も含め早めの接種をご検討ください。

| 対象     | 1・2回目 | 3回目                                                            | 4回目 | 5回目 |
|--------|-------|----------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 18歳以上  | 従来型   | オミクロン株対応 <b>ファイザー</b> <b>モデルナ</b><br>※オミクロン株対応ワクチンの接種は、1人1回です。 |     |     |
| 12～17歳 |       | オミクロン株対応 <b>ファイザー</b><br>※オミクロン株対応ワクチンの接種は、1人1回です。             |     | 対象外 |
| 5～11歳  |       | 従来型                                                            | 対象外 |     |

※接種間隔や6か月～4歳のお子さんへの接種スケジュールなど詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

問い合わせ▶大阪市新型コロナワクチンコールセンター  
☎ 0570-065670 または 6377-5670  
FAX 0570-056769  
(受付時間：9:00～21:00 土日祝含む)



▲  
ワクチン接種についての最新情報はこちら

## 65歳未満で陽性となった方は登録をお願いします

発生届対象（①65歳以上②入院を要する③重症化リスクがあり治療が必要④妊娠している）**以外の方で陽性となった方**は、ご自身で右記専用サイト「陽性者登録センター」へ登録をお願いします。登録することで、宿泊療養や配食サービス等が受けられます。なお、インターネット登録ができない方のみ、電話登録（☎ 4400-0923 受付時間9:00～17:00）をお願いします。

専用サイトへの登録はこちら



問い合わせ▶大阪市新型コロナ一般相談センター

☎ 0120-911-585 FAX 4967-1976 (受付時間:24時間 土日祝含む)

## 「低所得の子育て世帯特別給付金」の申請はお済みですか

感染症の影響により家計が急変した方など、支給対象となる可能性がある方へご案内をお送りしています。なお、ご案内が届いていない方でも、支給要件を満たしている方は給付金を受給できます。申請は来年2月末までです。支給要件や申請方法など詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。



▲  
子育て世帯生活支援特別給付金について詳しくはこちら

問い合わせ▶こども青少年局子育て世帯生活支援給付金担当

☎ 6684-8784 FAX 6684-8796

子ども・教育

11月は児童虐待防止推進月間です  
～重大な児童虐待「ゼロ」に向けて～

児童虐待は、社会全体で解決すべき重要な問題です。子どもたちの笑顔と命を守るため、一人ひとりが周りの子どもに関心を持ちましょう。また、子育ての悩みは一人で抱え込まずお住まいの区の保健福祉センターやLINE相談をご利用ください。



## 児童虐待ホットライン 24時間365日対応

「虐待かな?」と思ったら、**☎ 0120-01-7285**  
(まずは一報 なにわっ子)

## 児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン

市内協力書店において、セレッソ大阪とコラボした選手の写真入りしおりを配布します(なくなり次第終了)。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。



しおりイメージ

問い合わせ▶こども青少年局こども家庭課 ☎ 6208-8032 FAX 6202-6963



子育ての悩み、困っていることを

**LINEで相談しませんか**

11月から毎日実施!

「育児に疲れた…」、「イライラして子どもを叩いてしまう…」、「親からいつも怒られる…」など、子育ての悩みや親との関係で困っていることはありませんか。一人で抱え込まず、気軽に相談してください。専門の相談員がお応えします。

相談実施期間 来年1月31日(火)まで

相談対応時間 平日 14:00～22:00  
土日祝 10:00～18:00



LINE公式アカウント名  
「子どもと親の相談らいん  
@おおさか」



子ども・教育

## ご存じですか? ヤングケアラー

vol.6 [最終回] ヤングケアラーと子どもの権利

ヤングケアラーとは、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。



ヤングケアラーと思われる子どもを見逃さないためには、日常生活の中で子どもの権利が守られているかといった視点が重要です。子どもの権利を守ることがヤングケアラーの支援につながります。

## 子どもの権利



教育を受ける



休み、遊ぶ



生きる・育つ



意見を表す



健康でいられる・  
必要な医療を受ける



## 気になる子どもがいる場合

各区役所のヤングケアラー相談窓口(子育て支援担当)に相談・連絡してください。

各区役所の  
相談窓口は  
こちら



## 子ども向け寄り添い相談窓口

もとヤングケアラーなどとお話できます。

・LINE等による相談「ピアサポート」  
・オンラインで交流できる「オンラインサロン」

相談や  
参加方法など  
詳しくはこちら



問い合わせ▶こども青少年局企画課 ☎ 6208-8337 FAX 6202-7020